

## 《自動車事故報告規則に規定されている事故》

### A. 30日以内に宮城運輸支局経由で国土交通大臣宛に重大事故報告書を提出するもの

- ・ 転覆・転落・踏切事故（\*1）
- ・ 死傷事故（\*2）
- ・ 危険物（\*3）の飛散・漏洩事故
- ・ 運転者の疾病により運行が出来なくなった場合
- ・ 車両故障（\*4）に関する事故
- ・ 10台以上の多重事故を生じたもの
- ・ 10人以上の負傷者を生じたもの
- ・ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ・ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
- ・ 救護義務違反があったもの
- ・ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離の故障を生じたもの
- ・ 鉄道施設を損傷し、3時間以上列車の運行を休止させたもの
- ・ 高速自動車国道又は自動車専用道路を3時間以上通行止めにしたもの

### B. 24時間以内に電話・FAX等で宮城運輸支局経由で国土交通大臣宛に速報しなければならぬもの

- ・ 2人以上の死者を生じたもの
- ・ 5人以上の重傷者を生じたもの
- ・ 10人以上の負傷者を生じたもの
- ・ 酒気帯び運転を伴うもの
- ・ 社会的影響の大きいもの（報道されたもの、または取材を受けたもの等）

\*1 転覆事故：自動車が道路上で35度以上傾斜した場合。 転落事故：自動車が道路外に転落した場合でその落差が0.5m以上の場合。 火災事故：自動車又は積載物が火災を起した場合。 踏切事故：自動車が踏切において鉄道車両と衝突し、又は接触した場合。

\*2 ここでの死傷とは、死者又は14日以上入院を要する傷害、又は1日以上傷害で、医師の治療期間が30日以上傷害を受けたものをいう。

\*3 ここでの危険物とは、消防法第2条第7項・火薬類取締法第2条第1項・高圧ガス保安法第2条・原子力基本法第3条第2号・放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項・毒物及び劇物取締法施行令別表第2項・道路運送車両の保安基準第1項第11条に規定されている物品等をいう。

\*4 車両故障とは、自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置）の故障のことをいう。